

《記入例》

様式第3号（第5条関係）

亀山市環境保全条例による開発行為変更届

令和元年 8月20日

亀山市長 櫻井 義之 様

事業者 住所 亀山市本丸町577番地
氏名 亀山産業株式会社
代表取締役 亀山太郎

（法人にあっては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び
代表者の氏名）

亀山市環境保全条例施行規則第5条ただし書の規定により、開発行為の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

環境保全条例による 開発行為承認年月日	令和元年 6月15日 亀都第02-1234号
開発場所	亀山市布気町字八輪442番 外20筆
開発目的	部品工場新築及び敷地造成
変更の理由	①確定測量により測量点座標値が変更となり、これに伴い開発面積（実測）が変更となるため。 ②製造ライン計画見直しによる、工場棟建築面積の変更 ③代表者の変更
変更内容	変更前 ①開発面積（実測）：10,197.38㎡ ②工場棟：建築面積…917㎡、延床面積…920㎡ ③代表取締役 亀山 太郎
	変更後 ①開発面積（実測）：10,200.38㎡ ②工場棟：建築面積…920㎡、延床面積…930㎡ ③代表取締役 三重野 花子

変更内容欄は、各事項別に対比できるように記載すること。

- ◆ この変更届は、軽微な変更を行う場合に限られます。次に掲げる変更は軽微な変更には該当しないため、改めて『開発行為届出書』（様式第1号）を提出していただく必要があります。
※変更がある場合は必ず事前に建築開発グループに相談してください。

- ① 開発面積が変更となる場合
計画変更により、開発部分の筆数が増減し公簿面積が変更となる場合。
（確定測量により実測面積のみ変更となる場合を除く）
- ② 開発目的が変更となる場合
- ③ 造成計画が大幅に変更となる場合
- ④ その他、開発行為の内容が大幅に変更となる場合。

- ◆ 書類の作成にあたっては、下記を参考に記入して下さい。

《開発行為承認年月日》 『開発行為承認結果通知書』の日付及び番号を記入して下さい。
《開発場所・開発目的》 開発行為届出書に記載した場所及び目的を記入して下さい。この変更届により開発場所を変更する場合には、変更前の場所を記入して下さい。
《変更の理由》 計画変更となった具体的な理由を記入して下さい。
《変更内容》 変更になった項目ごとに記入し、変更前・変更後でそれぞれ対比できるように記入して下さい。